

第 2 回半田市農業委員会総会議事録

令和5年8月21日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 5 号 農地法第 3 条の許可の取消しについて

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	出席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基		

事務局

ただ今から第2回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。今回から実際の案件の審議が始まります。活発な審議をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、3番の岩橋克巳委員と4番の新美久美子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏と竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、5件出ております。

番号505－9について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細については議案に記載のとおりです。譲渡人は2名での共有名義でどちらも酪農業、農業に取り組む方ですが、今回の申請地は特に農業の利用はできておらず、保全にとどまっている状況とのこと。譲受人は自宅周辺の今回の申請地を以前から口約束程度で利用してしまっていました。今回これを正し、農地法の許可を受けることとするとのこと。始末書も完備し、今後このようなことにならないよう是正していただけたとのこと。場所については、別冊1頁のとおりで、すでに利用の形跡は見られますが、他の農地と関連しての利用は見込みにくい状況にあり、また他の農業への影響もない転用であるように感じます。

申請については特段問題ないかと考えます。

議長

番号505－9につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号505－9につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号５０５－９を承認・可決いたします。

続きまして、番号５０５－１０について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細については議案に記載のとおりです。譲渡人、譲受人は議案５０５－９と同じ方ですが転用理由が異なり事業敷地管理に関する案件です。場所については、別冊１頁のとおりで、すでに利用の形跡は見られますが、他の農地と関連しての利用は見込みにくい状況にあり、また他の農業への影響もない転用であるように感じます。申請については特段問題ないかと考えます。

議長

番号５０５－１０につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号５０５－１０につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号５０５－１０を承認・可決いたします。

続きまして、番号５０５－１１について事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

詳細については議案に記載のとおりです。譲受人は東京都港区で法人向け発電所開発・運営管理支援事業等を営む法人でこのたび半田市内で事業展開を希望とするものです。申請書の添付資料からは事業実施の確実性を読み取ることができます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊２頁をご覧ください。周辺をいくつかの企業に囲まれた場所です。問題ないかと思われます。

議長

番号５０５－１１につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号５０５－１１につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号５０５－１１を承認・可決いたします。

続きまして、番号５０５－１２について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細については議案に記載のとおりです。譲渡人は東京にお住まいの方で相続によってこの農地を取得されましたが、現場は保全にとどまっている状況です。譲受人は地元で長年自動車販売業を営む方です。今回の申請地は事業所の隣接地で事業の拡大とともに現在の敷地が手狭となったため取得することです。場所については、別冊３頁のとおりで、一方道路、一方住宅地となっています。他の農業への影響もない場所で、申請については特段問題ないかと考えます。

議長

番号５０５－１２につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号５０５－１２につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号５０５－１２を承認・可決いたします。

続きまして、番号５０５－１３について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細については議案に記載のとおりです。譲受人は水道配管事業を営む法人で、このたび既存の資材置き場が手狭となり探していたところ譲渡人と話が付いたとのこと。現場は道路から１メートルくらいの高さのある状況で進入方法について確認したところ東側の事業者敷地を通路に利用させていただけるよう話がついているとのことでした。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊４頁をご覧ください。現在は放棄地になってしまっていて、南側が道路、西側は古くからの住宅、東側が美容院、北側が畑です。今後転用できれいになるのであれば、転用もやむなしと感ずいます。問題ないかと思われます。

議長

番号５０５－１３につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号５０５－１３につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号５０５－１３を承認・可決いたします。

議案は以上です。続きまして、報告に移らせていただきます。報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出」が２件、報告第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出」が３件、報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」が９件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。また報告第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の１件につきましては、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法１８条第６項とは合意解約のことです。番号５１８－７について詳細は議案に記載のとおりです。現契約を一旦解約し、改めて中間管理で契約する予定で手続きを進めるものです。

議長

報告第１号及び第２号、第３号、第４号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

（異議なしの声多数あり）

続いて、報告第５号「農地法第３条の許可の取消しについて」の１件でております。事務局より説明をお願いします。

事務局

詳細については議案に記載のとおりです。過去に3条で所有権の移転を農業委員会で許可した案件ですが、その後登記簿上、所有権移転を行わない間に所有者が死亡してしまったことにより、許可について申請者双方（渡人側は相続人）が3条許可の取消しを求めるものです。解約を行うものの、今後も耕作については譲受人であった者がしていくことになるということです。

議長

報告第5号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

（異議なしの声多数あり）

これで第2回半田市農業委員会総会を閉会します。

（午後2時30分）